

平成 11 年 2 月 4 日  
長崎県警察本部訓令第 2 号  
最終改正 令和 2 年 3 月 10 日

長崎県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

(概要)

この訓令は、長崎県警察の組織に関する規則（平成 6 年長崎県公安委員会規則第 17 号）第 5 条第 2 項に規定する鉄道警察隊の組織、任務、活動等について必要な事項を定めたものである。

主な内容として、鉄道警察隊の

- 組織
- 任務及び事務
- 活動及び活動区域
- 勤務方法
- 事件等の措置

等を定めている。